

第4次鹿島市男女共同参画基本計画・ 第3次鹿島市DV対策基本計画 (かしま男女共同参画プランⅣ)

令和8年度～令和12年度



一人ひとりが心豊かに暮らし続け、
つながる笑顔のまち かしまをめざして



令和8年3月
鹿島市

はじめに

少子高齢化や人口減少が深刻化する現代において、社会の変化は加速し、これまでの価値観を見直さなければならない場面が増えてきました。多様な価値観を受け入れるためには、年齢や性別、様々な障がいの有無を問わず、あらゆる場面において互いに尊重し合うことが重要となってきます。性別に関わらず平等に活躍できる公正な社会の実現を目指す男女共同参画を進めることは、誰もがその個性を活かし、安心して生活できる地域づくりそのものです。



鹿島市では、令和8年3月に「つながる笑顔のまち かしま」を目指すまちのすがたとして第八次鹿島市総合計画を策定しました。その中の基本計画第1章「笑顔あふれる暮らしを守る」で取り組む重点施策としても、男女共同参画社会の推進を掲げています。

こうした状況などを踏まえ、この度、令和8年度から令和12年度の5年間を見据えた第4次鹿島市男女共同参画基本計画・第3次鹿島市DV対策基本計画を策定しました。

本計画では、基本目標を「一人ひとりが心豊かに暮らし続け、つながる笑顔のまち かしまをめざして」とし、男女共同参画の意識を市全体に広げるべく、市民の皆様や事業者の方々とは協力しながら、教育や啓発活動に取り組んでいきます。一緒に笑顔あふれる鹿島市を築いていきましょう。

最後に、本計画の策定にあたり、市民意識調査・パブリックコメントなどにご協力いただきました多くの市民の皆様、並びにご尽力くださいました鹿島市男女共同参画プラン策定委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

鹿島市長 松尾 勝利

I N D E X

目 次

p 1 第1章 計画の策定にあたって

- p 1 1 策定の趣旨
- p 2 2 世界・国・県の背景
- p 3 3 計画の位置づけ
- p 4 4 計画の期間
- p 5 5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

p 6 第2章 鹿島市の現状と課題

- p 6 1 鹿島市の現状
- p 9 2 市民アンケート調査結果
- p 22 3 今後の課題

p 23 第3章 計画の目指すべき方向性

- p 23 1 計画の基本目標
- p 24 2 基本方向と施策体系

p 27 第4章 計画の内容

- p 27 基本方向Ⅰ 男女共同参画の推進による誰もが幸せを実感できる生活の実現
- p 34 基本方向Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化
- p 36 基本方向Ⅲ あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
(第3次鹿島市DV対策基本計画)
- p 39 基本方向Ⅳ 推進体制の整備

p 40 資料編

- p 40 1 男女共同参画社会基本法
- p 43 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- p 57 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- p 65 4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- p 71 5 鹿島市男女共同参画プラン策定委員会 委員名簿
- p 72 6 用語解説
- p 73 7 男女共同参画に関する相談窓口

第1章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いに尊重し合い、それぞれの能力を発揮できる社会を目指すための基本的な考え方や、国・地方公共団体・国民の役割が示されています。法律の前文では「社会のあらゆる分野で男女共同参画を進めることが重要である」と明記されています。

本市でも、この理念に沿って「女性と男性がともに住みやすく、暮らしやすいまち鹿島をめざして」を基本目標とし、様々な施策に取り組んできました。

近年は、令和6年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、男女共同参画を取り巻く社会状況が変化しています。

こうした状況を踏まえ、令和8年3月に「第3次鹿島市男女共同参画基本計画」と「第2次鹿島市DV対策基本計画」が期間満了を迎えるため、新たに「第4次鹿島市男女共同参画基本計画・第3次鹿島市DV対策基本計画（かしま男女共同参画プランⅣ）」を策定しました。

男女共同参画とは??

仕事・家庭・地域生活など、多様な活動をする中で、男女が共に夢や希望を実現し、豊かな人生を送ることができる社会が求められています。

男女共同参画社会基本法第2条に「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されています。



2 世界・国・県の背景

(1) 世界の動き・国の動き

国連婦人の十年

世界の動き		日本の動き	
国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	1975(S50)年	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
	1977(S52)年	「国内行動計画」策定	
国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	1979(S54)年	「女子差別撤廃条約」署名	
「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「夫人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985(S60)年	「男女雇用機会均等法」公布 ※1997年, 2006年, 2016年改正 「女子差別撤廃条約」批准	
	1987(S62)年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 「配偶者特別控除制度」創設	
	1989(H1)年	セクシュアル・ハラスメントを理由とした国内初の民事裁判	
	1991(H3)年	「育児休業法」の公布 公務員採用試験における女子の受験制限の撤廃	
	1993(H5)年	中学校における家庭科の男女必修完全実施	
国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択	1994(H6)年	男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置 高等学校における家庭科の男女必修完全実施	
第4回世界女性会議 - 平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	1995(H7)年	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正 （介護休業制度の法制化） ※2009年, 2016年, 2017年, 2019年, 2021年に改正	
	1996(H8)年	「男女共同参画2000年プラン」策定	
	1997(H9)年	「介護保険法」公布 ※2005年, 2008年, 2011年, 2014年, 2017年改正	
	1999(H11)年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	2000(H12)年	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
	2001(H13)年	男女共同参画会議、男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 施行 ※2004年, 2007年, 2013年, 2014年, 2019年, 2023年改正	
	2003(H15)年	「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	2005(H17)年	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	
	2007(H19)年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ※2010年改定	
国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	2010(H22)年	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
UN Women正式発足	2011(H23)年		
	2012(H24)年	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	
国連「北京+20」記念会合（第59回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択*	2015(H27)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ※2019年改正 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	
G7伊勢・志摩サミット「女性の能力階下のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	2016(H28)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ※2022年改正	
	2018(H30)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ※2021年改正 「民法」改正（女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ） ※2022年施行	
W20日本開催（第5回WAW!と同時開催）	2019(R1)年		
国連「北京+25」記念会合（ニューヨーク）	2020(R2)年	「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ※2023年一部変更	
	2021(R3)年		
	2022(R4)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	
	2023(R5)年	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行	
	2024(R6)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	

*目標5：ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

(2) 佐賀県の動き

佐賀県は、女性の自立・参加および男女共同参画の実現に向けて、積極的に施策を展開してきました。まず、平成13年に「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、同年10月には「佐賀県男女共同参画推進条例」を制定しました。さらに、県内の20市町すべてにおいて男女共同参画基本計画が策定され、県内での施策推進に努めてきました。社会の変化を考慮し、佐賀県における男女共同参画社会を実現するための施策を総合的・体系的に整理しながら、現在は「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を推進しています。

また、平成18年にはDV対策の基本となる「佐賀県DV被害者支援基本計画」が策定されました。現状として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正やDV対応と児童虐待対応の連携強化などを含めた「第6次計画」に取り組んでいます。

3 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

計画の策定にあたっては、「第8次鹿島市総合計画」と整合を図り、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」、佐賀県の「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」及び「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第5次計画）」を勘案するとともに、令和6年11月に実施した男女共同に関する市民意識調査の結果や、鹿島市男女共同参画プラン策定委員会の意見や議論を踏まえて策定しました。

また、この計画の一部は、「女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含します。

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

わが国としても、また地方自治体においても積極的な推進に取り組んでおり、本市においては、鹿島市総合計画にのっとりたまちづくりを進めることで、SDGsの達成に寄与していくこととしており、その理念と方向性にに基づき、各施策・事業を展開していきます。

国が策定する「SDGs実施指針」では、地方自治体が各種計画等の策定や改定に当たる際は、SDGsを最大限に反映することを奨励していることを踏まえ、本計画の策定においてもSDGsの反映に努めます。



第2章

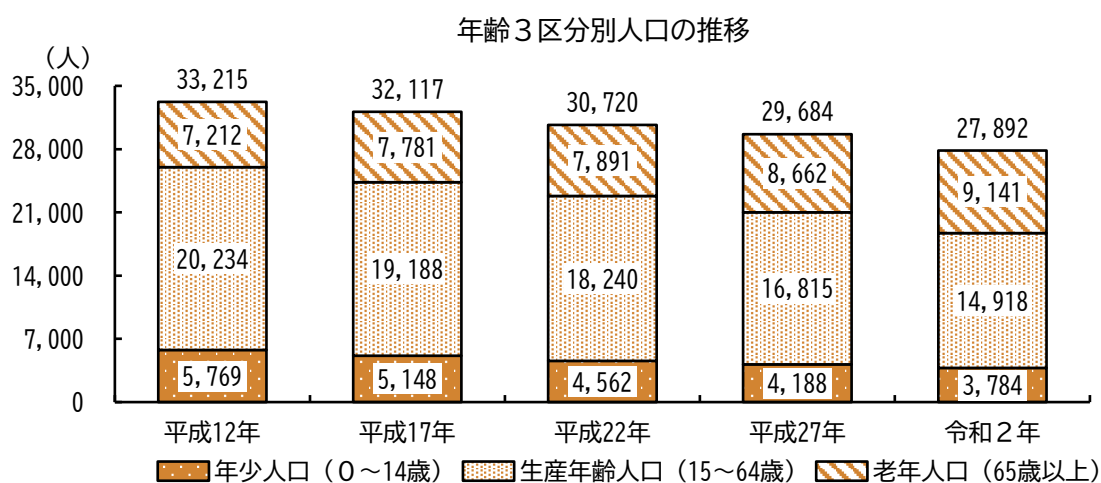
鹿島市の現状と課題

1 鹿島市の現状

(1) 人口の推移

① 年齢3区分別人口

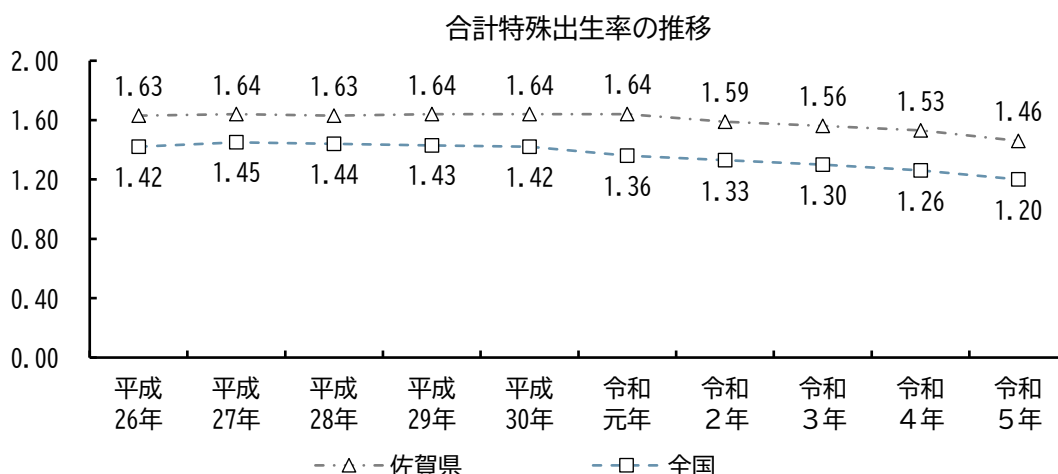
鹿島市の人口は平成12年以降減少し続けています。年齢区分別に見ると65歳以上の人口は増加し、65歳未満の人口は減少し、少子化および高齢化が進行しています。



※ 総人口は年齢不詳を含むため、各年齢の合計は総人口と一致しません。
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 合計特殊出生率

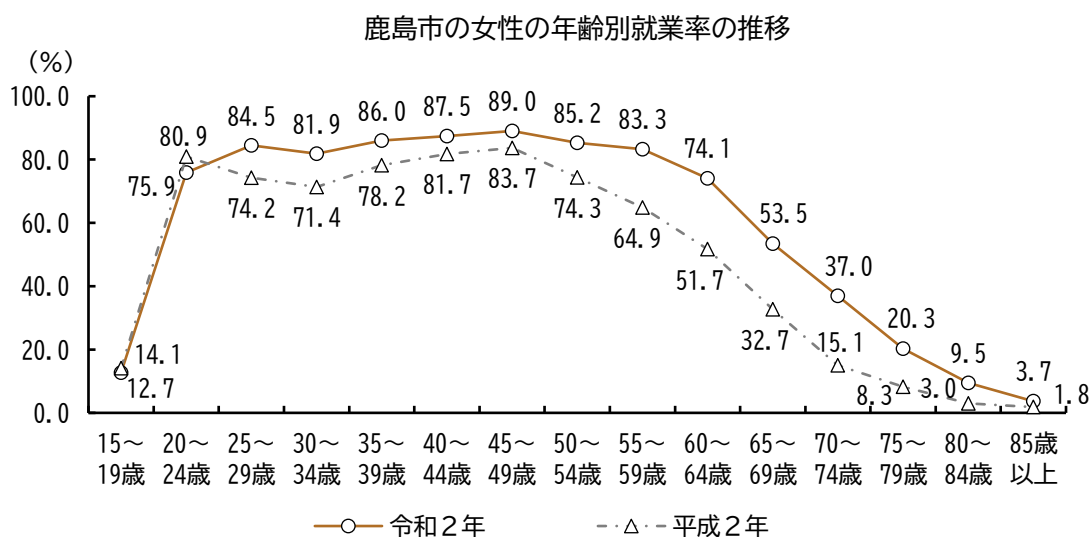
平成30年～令和4年の5年間で算定した鹿島市の合計特殊出生率は1.68と平成26年～29年の1.77と比較して減少しています。佐賀県・全国と比較すると、高い割合で推移しています。



資料：全国・県…人口動態統計、鹿島市…厚労省人口動態特殊報告

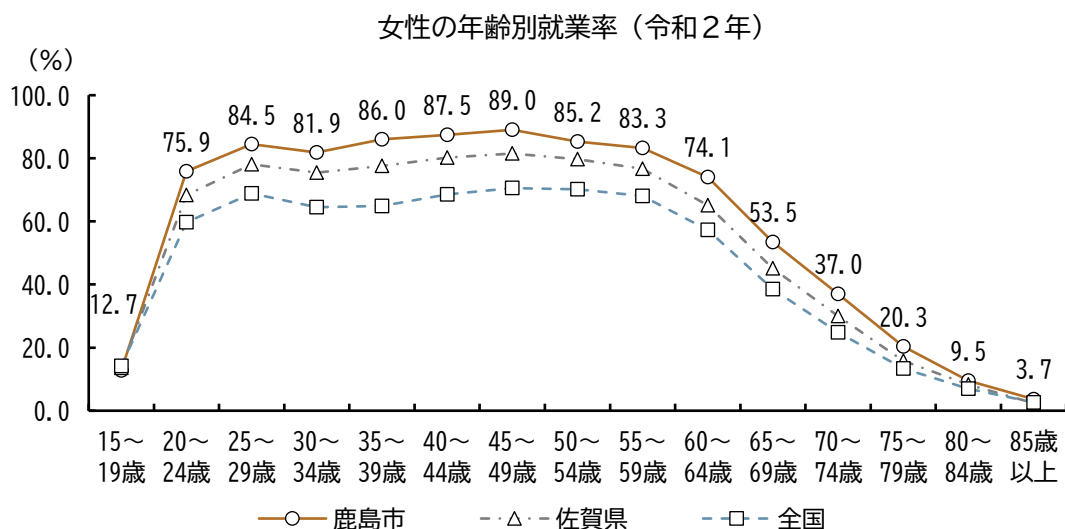
(2) 女性の就労状況

女性の就業率をみると、平成2年では、結婚・出産で就業率が一旦低下するM字カーブを描いていますが、平成4年に育児休業が制度化されたことにもよる、25歳以上で就業率が高くなっており、令和2年度では、M字の谷の部分の部分が浅くなっていることがうかがえます。



※ 就業率…就業者÷総数×100
資料：国勢調査

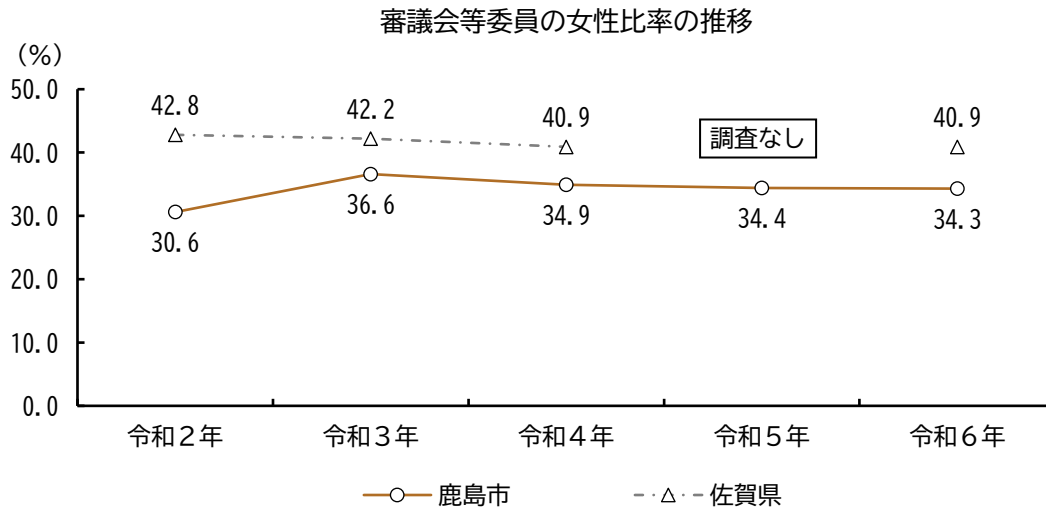
令和2年の就業率を佐賀県・全国と比較すると、鹿島市は全体的に女性の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査

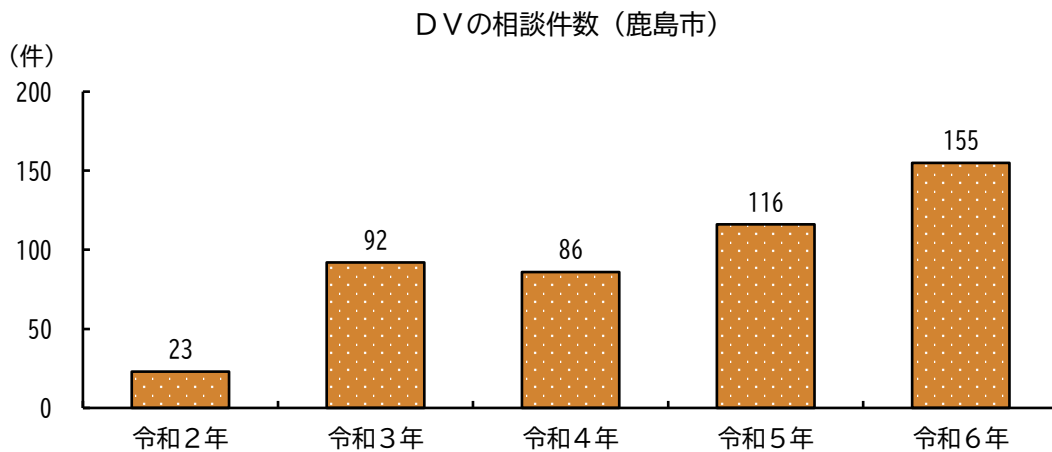
(3) 女性の活躍の状況

鹿島市役所における庁内審議会等委員の女性比率は令和3年に増加しましたが、以降はほぼ横ばいで推移しています。佐賀県と比較すると、全体的に低くなっています。



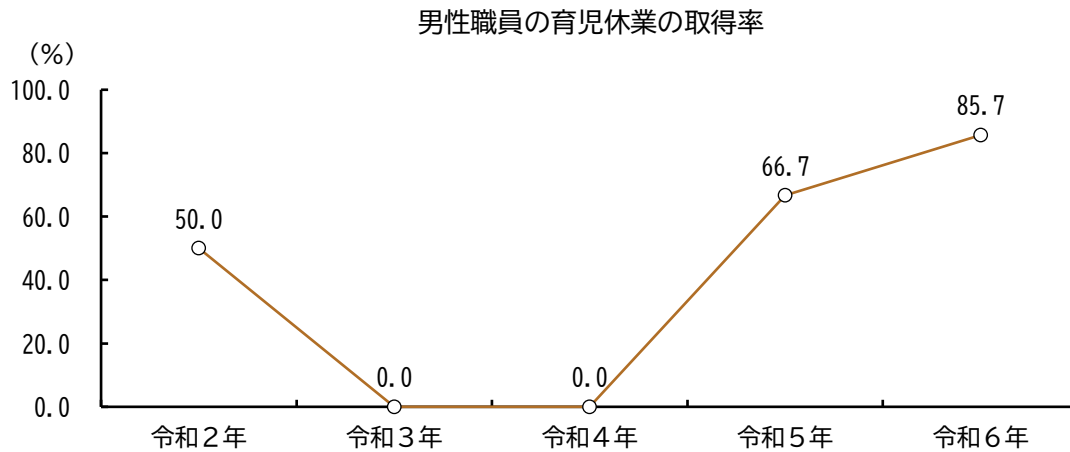
(4) DV相談の状況

DVの相談件数は、年々増加傾向にあります。



(5) 育児休業の状況

鹿島市役所の男性職員の育児休業の取得率は令和3年、4年と減少しましたが、令和5年以降は増加しています。



資料：鹿島市HP（職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績）

2 市民アンケート調査結果

(1) アンケート調査概要

本計画策定の基礎資料とするために「男女共同参画に関するアンケート」を実施しました。

調査対象	市内在住の18歳以上を対象に無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収及びWEBによる回答
調査期間	令和6年11月1日～11月25日
調査対象者数（配布数）	1,000通
回収数	342通
回収率	34.2%

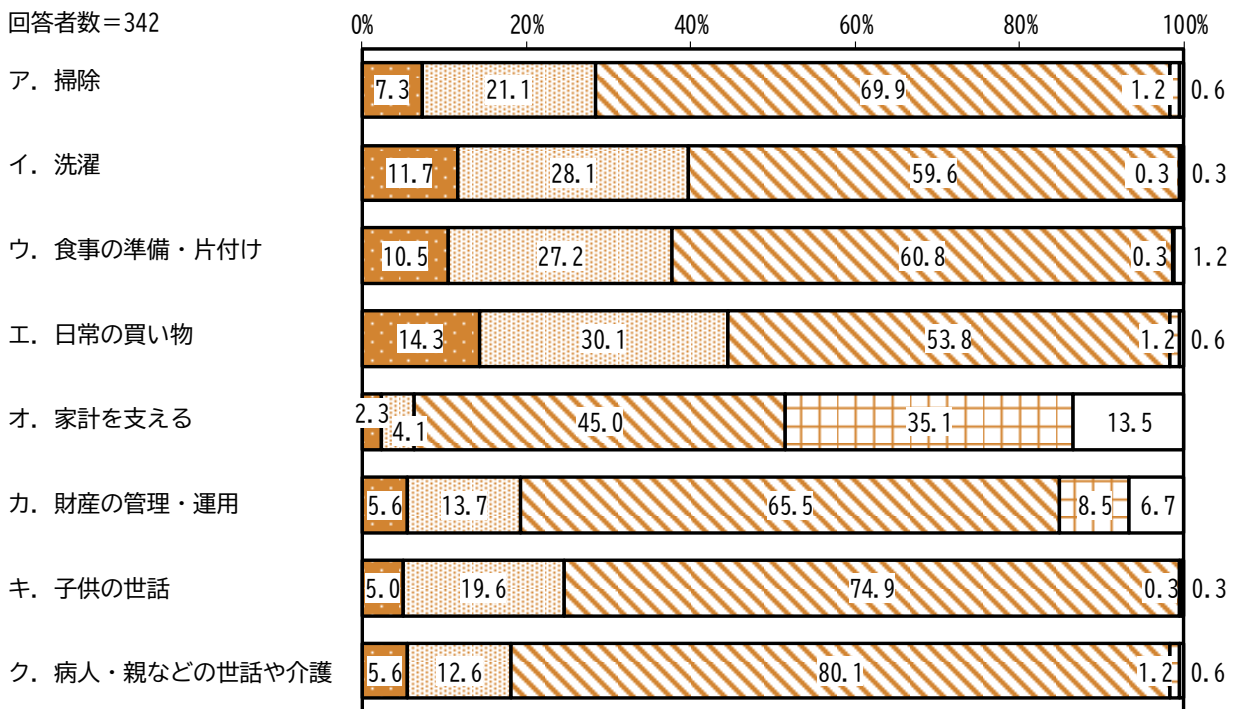
(2) アンケート調査結果

あなたのご家庭では、次にあげるような日常的な役割は誰が行うべきだと思いますか。(掃除、洗濯等)

全般的に「男女両方同じ程度の役割」という回答の割合が最も高くなっていますが、次に高い割合の回答は「妻・母親・娘など女性の役割」となっているものがほとんどです。一方で、家計を支える役割については、「男女両方同じ程度の役割」に次ぐ割合の回答が「夫・父親・息子など男性の役割」となっています。

各役割の分担について

- 主として妻・母親・娘など女性の役割
- ▨ どちらかといえば妻・母親・娘など女性の役割
- ▩ 両方同じ程度の割合
- ▧ どちらかといえば夫・父親・息子など男性の役割
- 主として夫・父親・息子など男性の役割



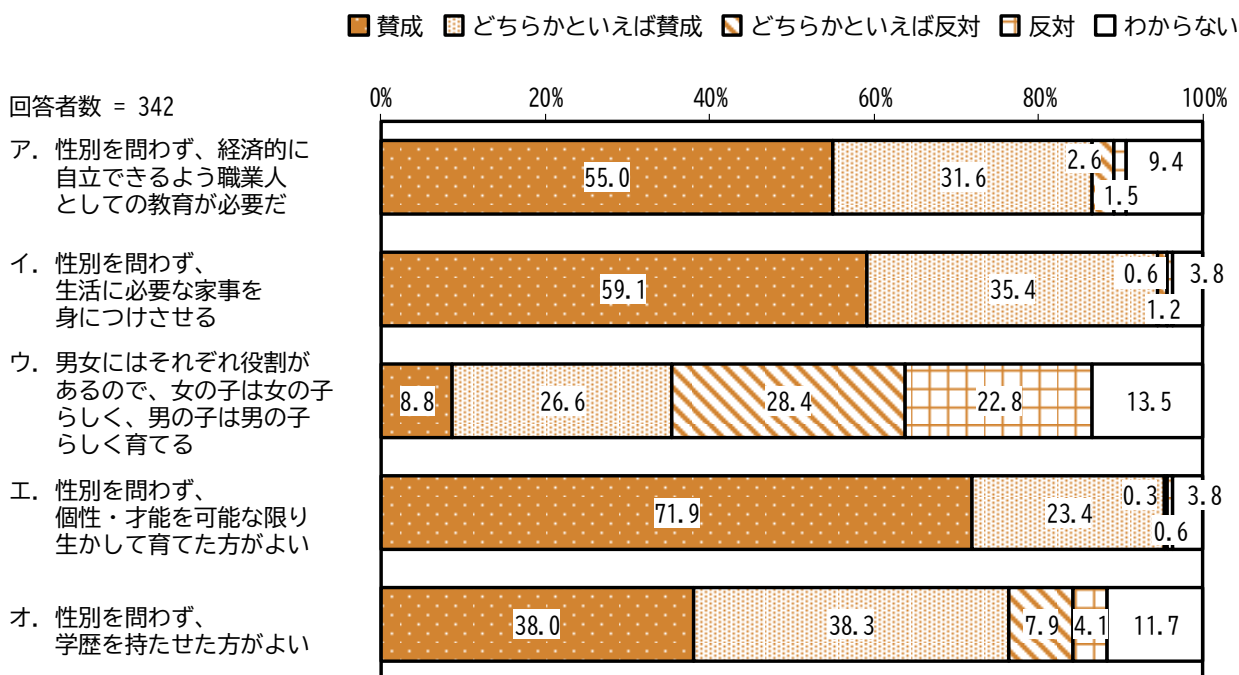
「夫は外で働き、妻は家庭で家事や育児、介護等を担当すべきである」という固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根底にあることがうかがえます。

あなたは、子どものしつけや教育についてどのような考え方をお持ちですか。

「性別を問わず、個性・才能を可能な限り生かして育てたほうがよい」「性別を問わず、生活に必要な家事を身に付けさせる」という考えについて、9割以上が「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答しています。

一方で、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」という考えについて、「どちらかといえば賛成」が約3割となっています。

子どものしつけや教育について



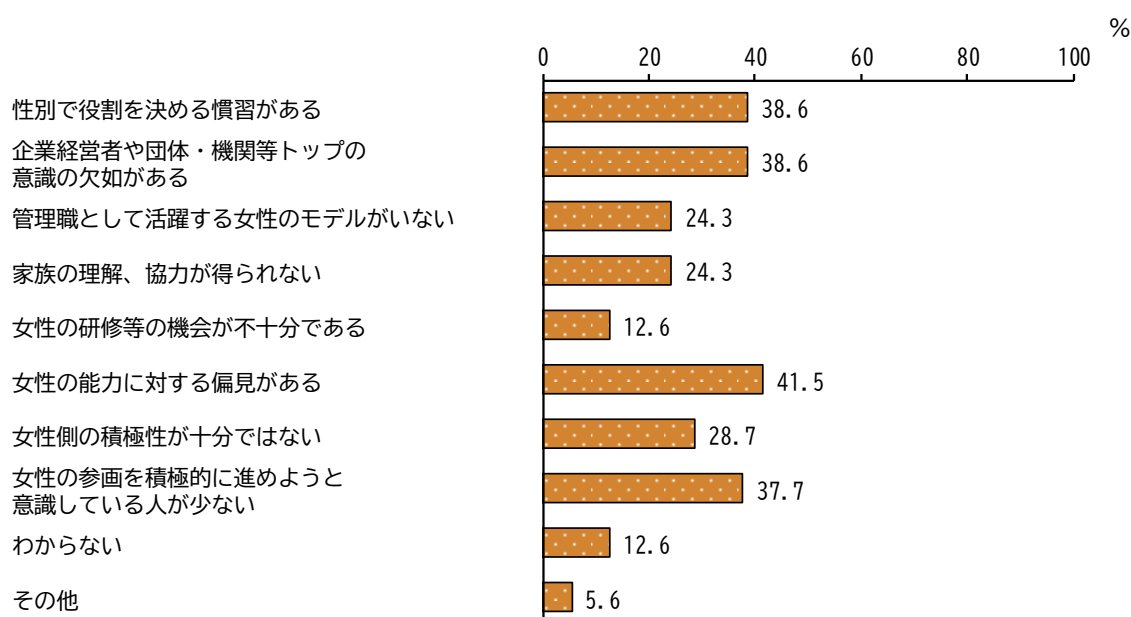
性別に関係なくその子の個性を伸ばす教育をする、家事等生活に必要なものは性別にかかわらず身に付けさせる、という方向性の回答が多いことから、教育面での男女平等意識が進んできていることがうかがえる一方で、依然として性別による役割分担を肯定するような意識もみられます。

あなたは、政治や行政、企業などのさまざまな分野において、管理職等への登用など企画や方針決定の場に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。

「女性の能力に対する偏見がある」が41.5%と最も高く、次いで「企業経営者や団体・機関等のトップに意識の欠如がある」と「性別で役割を決める慣習がある」がともに38.6%、「女性の参画を積極的に進めようとして意識している人が少ない」が37.7%となっています。

女性の参画が少ない理由

回答者数=342

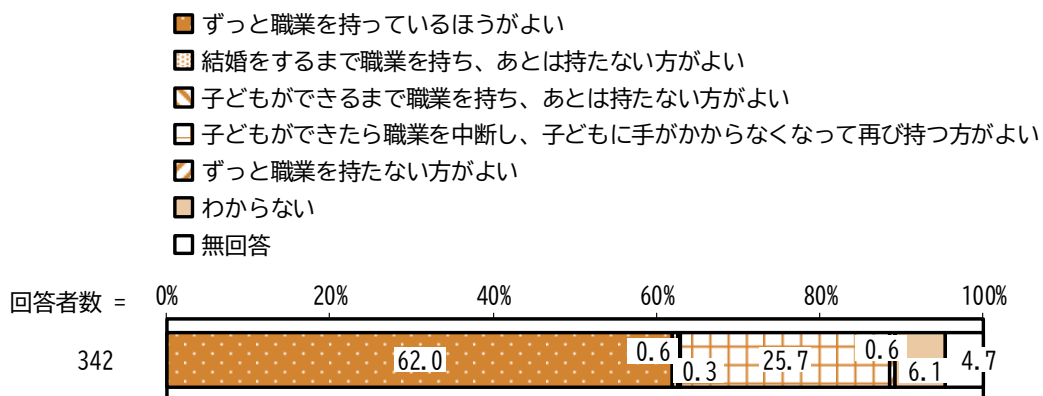


政治への女性の参画が少ないことについて、男性が優遇されているという意見が多く、男女共同参画に関する啓発や、庁内組織における女性の積極的登用が求められています。

あなたは、女性が職業を持つことについてどう思いますか。

「ずっと職業を持っているほうがよい」が62.0%と最も高いものの、次いで「子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つほうがよい」が25.7%となっています。

女性が職業を持つことについて



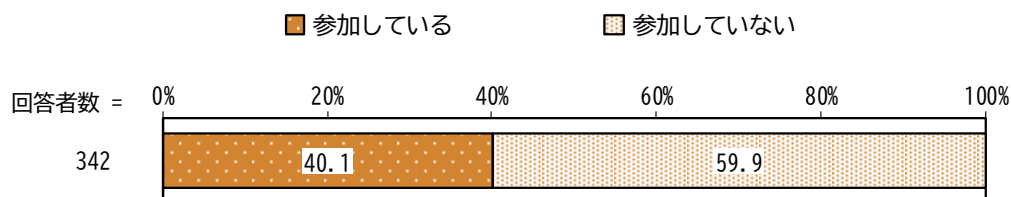
子どもができてても育児休業などを使い、やめないほうがよいという意見が多いことから、女性のキャリア形成を支援することや、継続就労に役立つ子育て支援施策や働く上で必要な労働に関する法律等の情報提供を行う必要性がうかがえます。



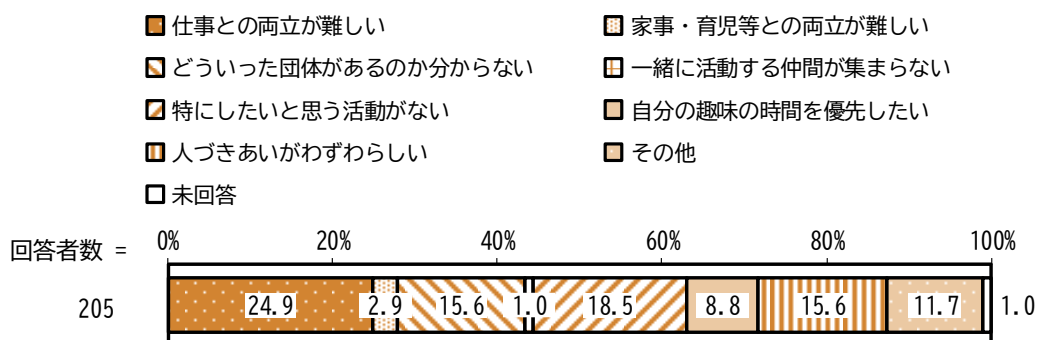
あなたは、現在地域活動（自治活動、地域ボランティア活動、婦人会、老人会、PTA活動等）に参加していますか。

6割の人が地域活動に参加しておらず、その理由は「仕事との両立が難しい」が24.9%と最も高い割合です。次いで「特にしたいと思う活動がない」が18.5%、「こういった団体があるのか分からない」と「人づきあいがわずらわしい」がともに15.6%となっています。

地域活動に参加している割合



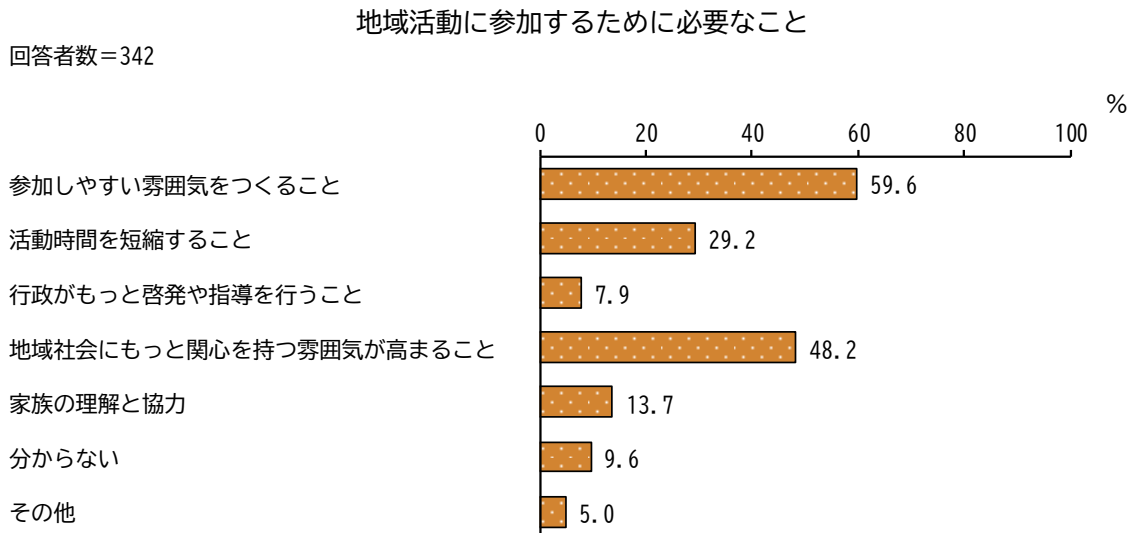
地域活動に参加していない理由



仕事と家庭等の両立を図るワーク・ライフ・バランス※を推進することで地域活動へ参加する時間やきっかけが増えることが期待できます。

女性や男性が地域活動に参加するためには、どのようなことが必要と思いますか。

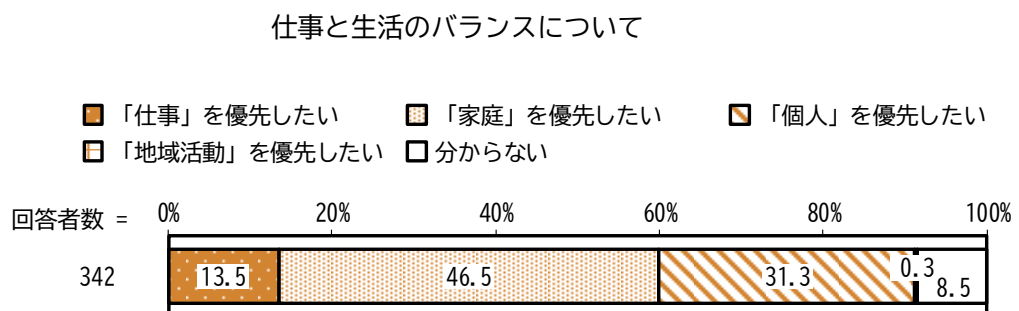
地域活動に参加するために必要なことは、「参加しやすい雰囲気をつくること」が59.6%と最も高く、次いで「地域社会にもっと関心を持つ雰囲気が高まること」が48.2%、「活動時間を短縮すること」が29.2%となっています。



「仕事との両立が難しい」と感じる人が多いことから、地域活動への参加の拡充に向けて、周知や活動の曜日や時間帯の工夫が望まれていることがうかがえます。

仕事と生活のバランスについてお尋ねします。あなたは何を優先したいですか。

仕事と生活のバランスについて、「家庭を優先したい」が46.5%と最も高く、次いで「個人を優先したい」が31.3%、「仕事を優先したい」が13.5%となっています。



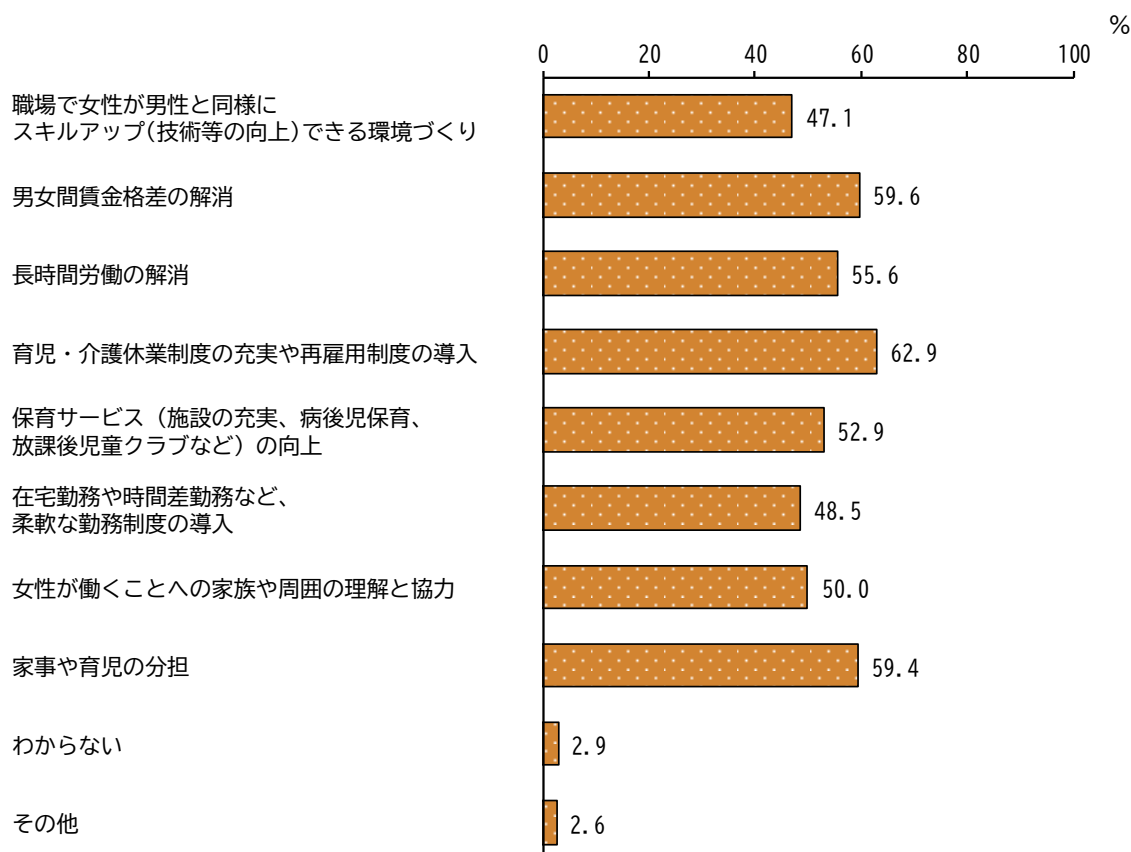
男女がともに、仕事と家庭生活等の仕事以外の生活を両立し、誰もが自分の希望する活動に充てる時間を増やせるよう、ワーク・ライフ・バランス※の意義や重要性に関する啓発及び情報提供が求められています。

男女が共に仕事と生活のバランスを実現していくためには、どのような条件が必要だと思いますか。

男女が共に仕事と生活のバランスを実現するために必要なことは、「育児・介護休業制度の充実や再雇用制度の充実」が62.9%と最も高く、次いで「男女間賃金格差の解消」が59.6%、「家事や育児の分担」が59.4%となっています。

仕事と生活のバランスを実現するための条件

回答者数=342



職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、育児・介護等の負担を軽減するための取り組みが求められています。

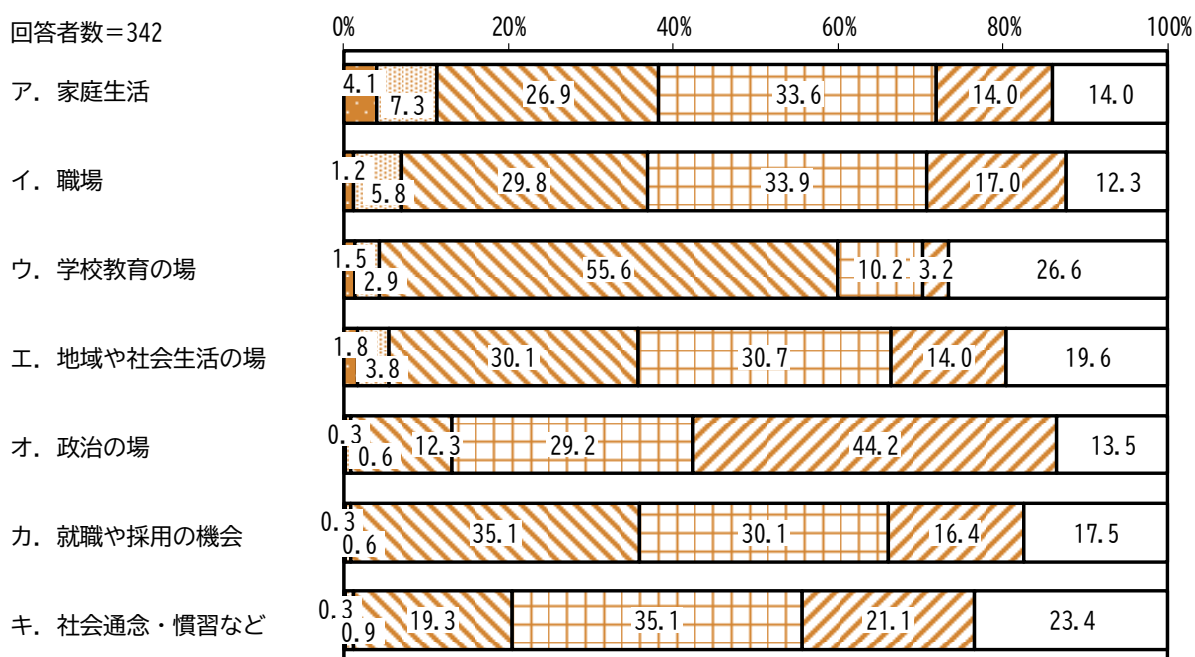
あなたは、次にあげるような分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。(家庭生活、職場等)

家庭や職場、教育、社会通念等の各分野での男女の平等感については、男性優遇という回答の割合が上位にある分野が全体的に多いものの、男女平等と答える人の割合が増えてきています。ただし、「政治の場」と「社会通念・慣習等」の分野では、他分野と比べて男性優遇という意見が強く出ており、前者は7割超、後者は6割近くにのびりました。その一方、女性優遇という意見の割合は下位にとどまっています。

男女の地位について

- 女性の方が優遇されている
- ▨ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 平等
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 男性の方が優遇されている
- 分からない

回答者数=342



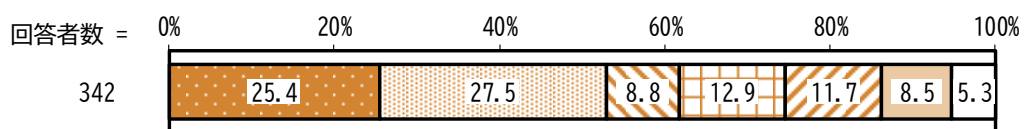
多くの分野で、男女平等と感じる人の割合は増加しているものの、依然として男性優遇と感じる人が多く、特に「政治の場」や「社会通念・慣習等」の分野で多くなっていることから、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが求められています。

あなたが、すべての分野で男女平等であるために最も重要だと思うことは何ですか。

すべての分野で男女平等であるために必要なことは、「女性を取り巻く偏見、社会通念、慣習などを改める」が27.5%で最も高く、次いで「法律や制度上の見直しを行い、性差別につながるものを改める」が25.4%、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る」が12.9%となっています。

男女平等であるために最も重要だと思うことについて

- 法律や制度上の見直しを行い、性差別につながるものを改める
- 女性を取り巻く偏見、社会通念、慣習などを改める
- 女性自身が積極的に能力の向上を図る
- 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る
- 職場における管理職に一定の割合で女性を登用する
- 特にない
- その他



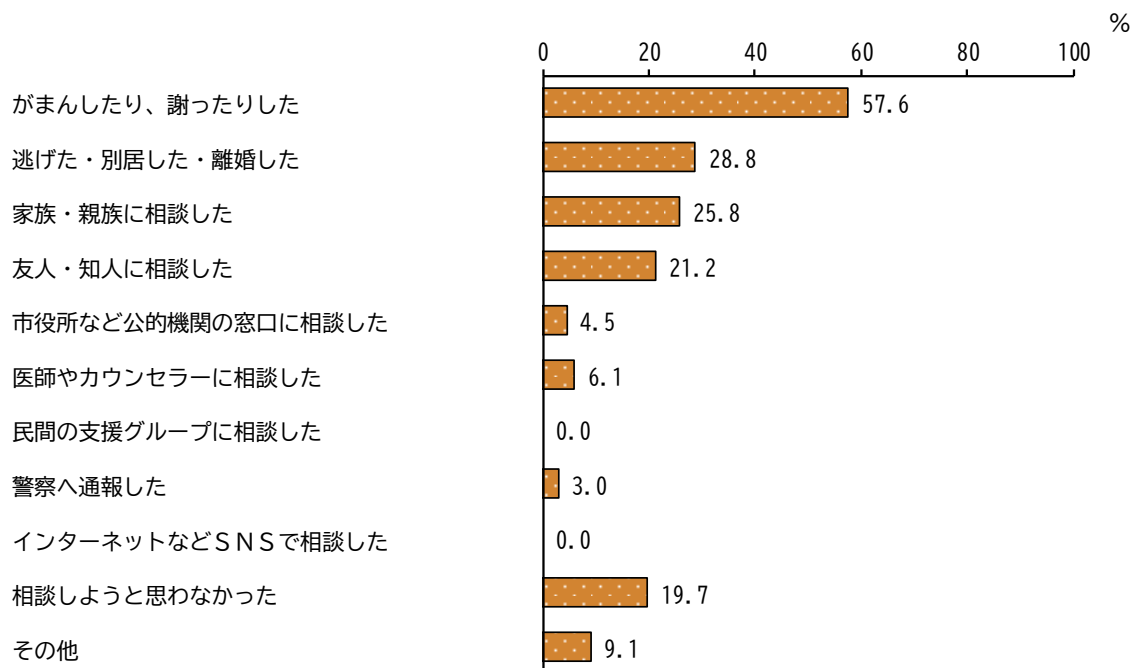
固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、旧来からの社会制度や慣行にとらわれない意識の醸成や制度の見直しが求められています。

DVを受けた時、どうしましたか。

DVを受けた・した経験がない人が大多数を占めているものの、DVを受けた人が対処した方法は、「がまんしたり謝ったりした」が57.6%と最も高く、次いで「逃げた・別居した・離婚した」が28.8%、「家族・親族に相談した」が25.8%となっています。

対処した方法について

回答者数=66



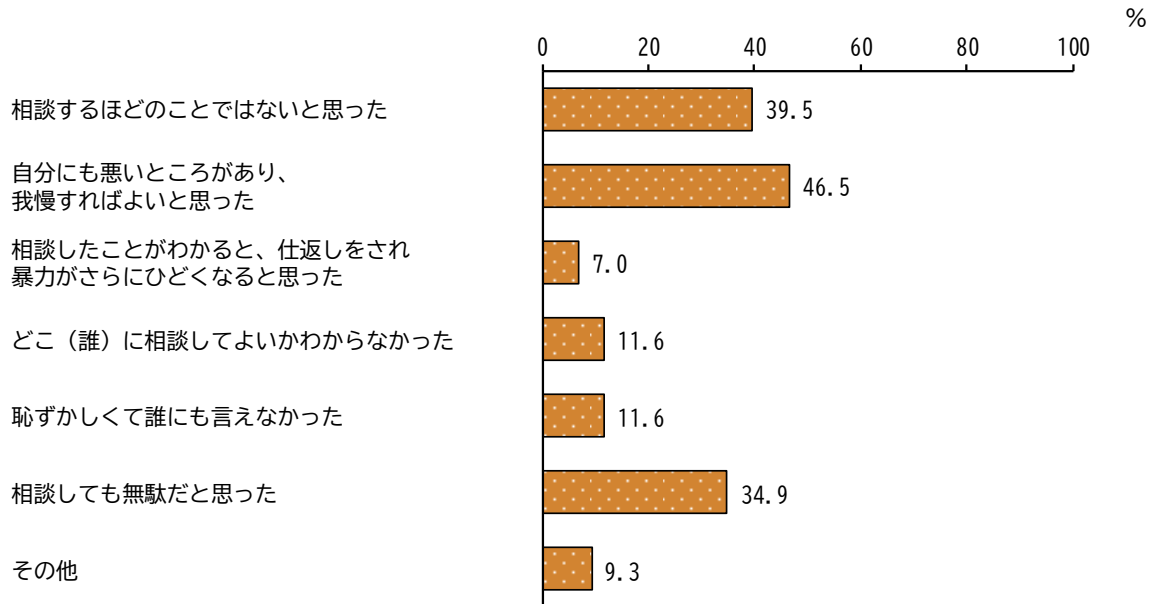
DV被害について相談したことがある人は、約1割にとどまっており、周囲や専門機関等への相談に結びつかなかった人が多くいることがうかがえます。

がまんしたり、相談しなかった理由はなんですか。

がまんしたり、相談しなかった理由については、「自分にも悪いところがあり、我慢すればよいと思った」が46.5%と最も高くなっています。

がまんしたり、相談しなかった理由

回答者数=43

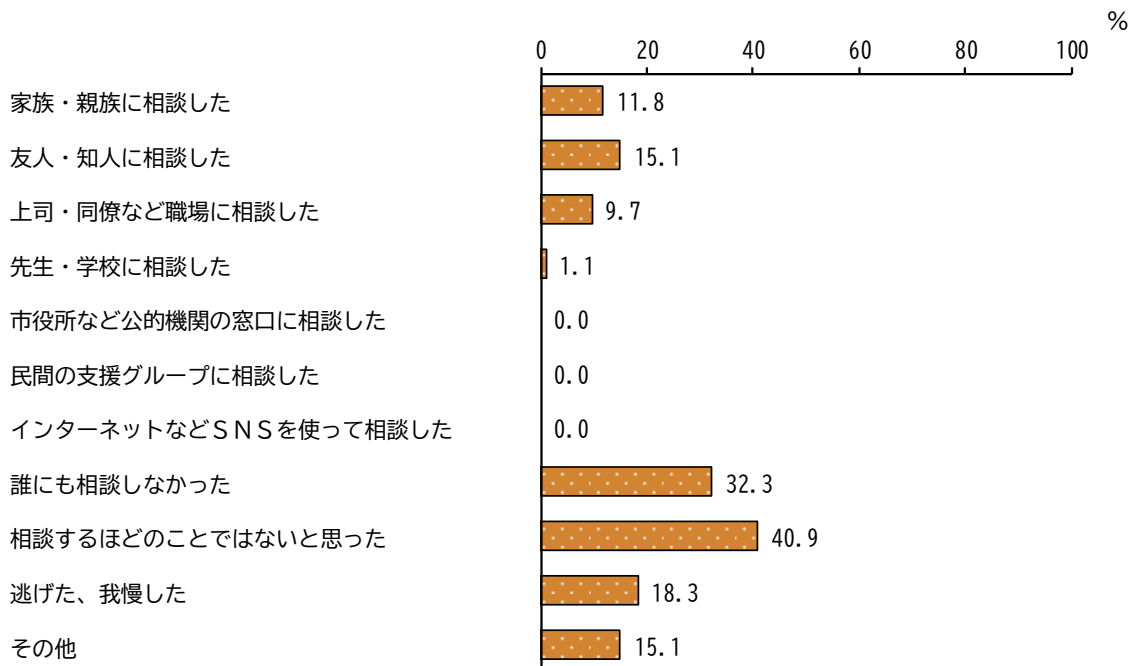


セクハラを受けた時、誰かに打ち明けたり相談したりしましたか。

セクハラを受けた人が対処した方法は、「相談するほどのことではないと思った」が40.9%と最も高くなっています。

対処した方法について

回答者数=93



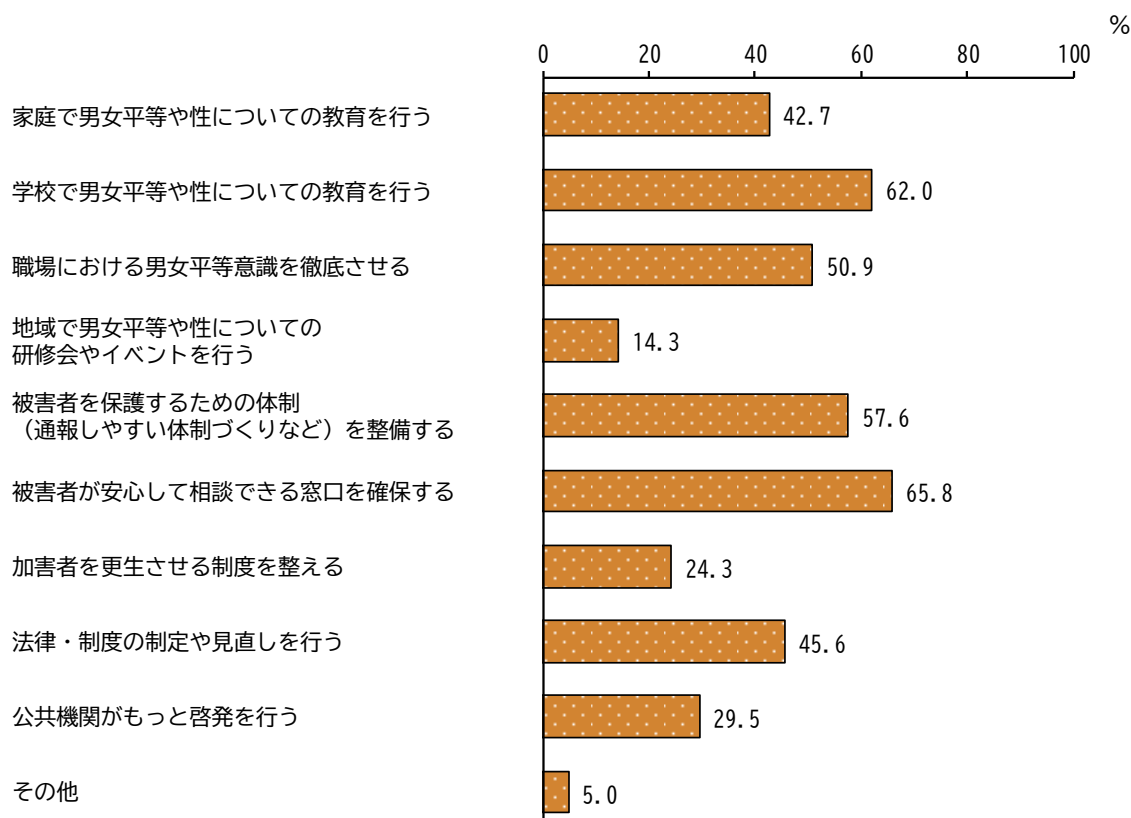
DVやセクハラが当事者間で潜在化していることがうかがえます。

あなたは、DV、セクハラ、性犯罪などをなくすためには、どうしたらよいと思いますか。

DV・セクハラ・性犯罪などをなくすために必要なことは、「被害者が安心して相談できる窓口を確保する」が65.8%と最も高く、次いで「学校で男女平等や性についての教育を行う」が62.0%、「被害者を保護するための体制（通報しやすい体制づくりなど）を整備する」が57.6%となっています。

DV、セクハラ、性犯罪などをなくすための方法について

回答者数=342



身近な人以外の行政の相談窓口・相談機関などの相談ができる場所やDV・セクハラ・性犯罪に対する知識などの周知や整備が求められていることがうかがえます。

3 今後の課題

(1) 男女共同参画の推進

- 家庭生活における男女平等意識の高揚と、幼児・学校教育における男女平等意識の形成に取り組むことで、固定的な性別役割分担意識の解消や軽減を図っていくことが必要です。
- 保護者に対しても男女平等意識に関する周知啓発を推進することが必要です。
- 市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランス※の実現に向け、企業・事業所への研修や啓発に努めることが必要です。
- 女性を取り巻く偏見や社会通念、慣習の改善、そして法律や制度の見直しにも継続して取り組むことが必要です。

(2) 男女共同参画の実現に向けた基盤整備

- 持続可能で活力ある社会を築くためには、性別にとらわれず、一人ひとりの多様な能力や経験を最大限に活かせる男女共同参画社会の実現が不可欠です。
- 引き続き、講演会や研修会を開催するなど情報発信を強化することが必要です。
- 企業や事業所に職場環境の改善や様々な制度の周知や情報提供を積極的に行っていくことが必要です。
- 市の管理職や、審議会の委員等の政策・方針決定の場に女性を積極的に登用していくことが必要です。

(3) あらゆる暴力のない社会の実現

- 配偶者からの暴力は、「配偶者」という親密な間柄において、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、被害者の救済が困難であることが多くなっています。
- DVや性犯罪の被害者発見のために支援体制の充実に努める必要があります。
- DVや性犯罪に関して、正しい知識や適切な対応方法を市民に広く周知するとともに、特に、被害を受けた人に向けた相談窓口に関する情報発信の強化が強く求められています。

第3章

計画の目指すべき方向性

1 計画の基本目標

本市の目指すまちのすがたとして「つながる笑顔のまち かしま」を掲げ、市民一人ひとりが心豊かに暮らしていけるまちづくりに取り組んでいます。

この将来像の実現に向けて、男女共同参画分野では、あらゆる分野で男女が対等に暮らしていける社会を目指しています。

本計画の基本目標については、これまでの鹿島市男女共同参画基本計画の基本的な考え方を継承し、第8次鹿島市総合計画の目標に沿って進めるために、「一人ひとりが心豊かに暮らし続け、つながる笑顔のまち かしまをめざして」とします。

この基本目標に基づき、男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、あらゆる分野において、みんなが対等なパートナーとして参画できる社会を目指します。

【 基 本 目 標 】

一人ひとりが心豊かに暮らし続け、
つながる笑顔のまち かしまをめざして



2 基本方向と施策体系

(1) 基本方向

I 男女共同参画の推進による誰もが幸せを実感できる生活の実現

人々のライフスタイルや価値観も多様化する中、性別や年齢を問わず、仕事と家事・育児・介護等を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス[※]への理解や取組を促進します。社会の活力の維持に向けて、地域や職場などさまざまな分野ですべての人がその能力を最大限に発揮できるよう働きやすい環境を整備するとともに、地域や職場における女性の参画を推進します。また、生涯にわたる心身の健康支援を進めるとともに高齢者や障がいのある人も安心して暮らすための支援をしていきます。

さらに、社会の様々な場で男女共同参画の視点に立った取組が求められる中、多様な視点を生かした防災対策の充実を推進します。

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

すべての人が性別にかかわらず平等に尊重される社会をつくるためには、男女共同参画の意識形成や性の多様性への理解が必要です。学校や保育園・幼稚園等において啓発活動を行うなど、幼少期からの意識形成を図っていきます。また、家庭における男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

III あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

DVや性暴力は深刻な人権侵害であり、その根絶に向けて市民と関係機関が連携し、被害者への支援に取り組むことが求められます。暴力が犯罪であることを市民に広く伝える啓発活動を行うとともに、将来世代が加害者や被害者とならないよう、若年層への啓発活動にも力を入れます。また、被害者本人やDV被害に気づいた方が速やかに相談できる体制の整備や、被害者の安全を最優先とした適切な対応を実施します。

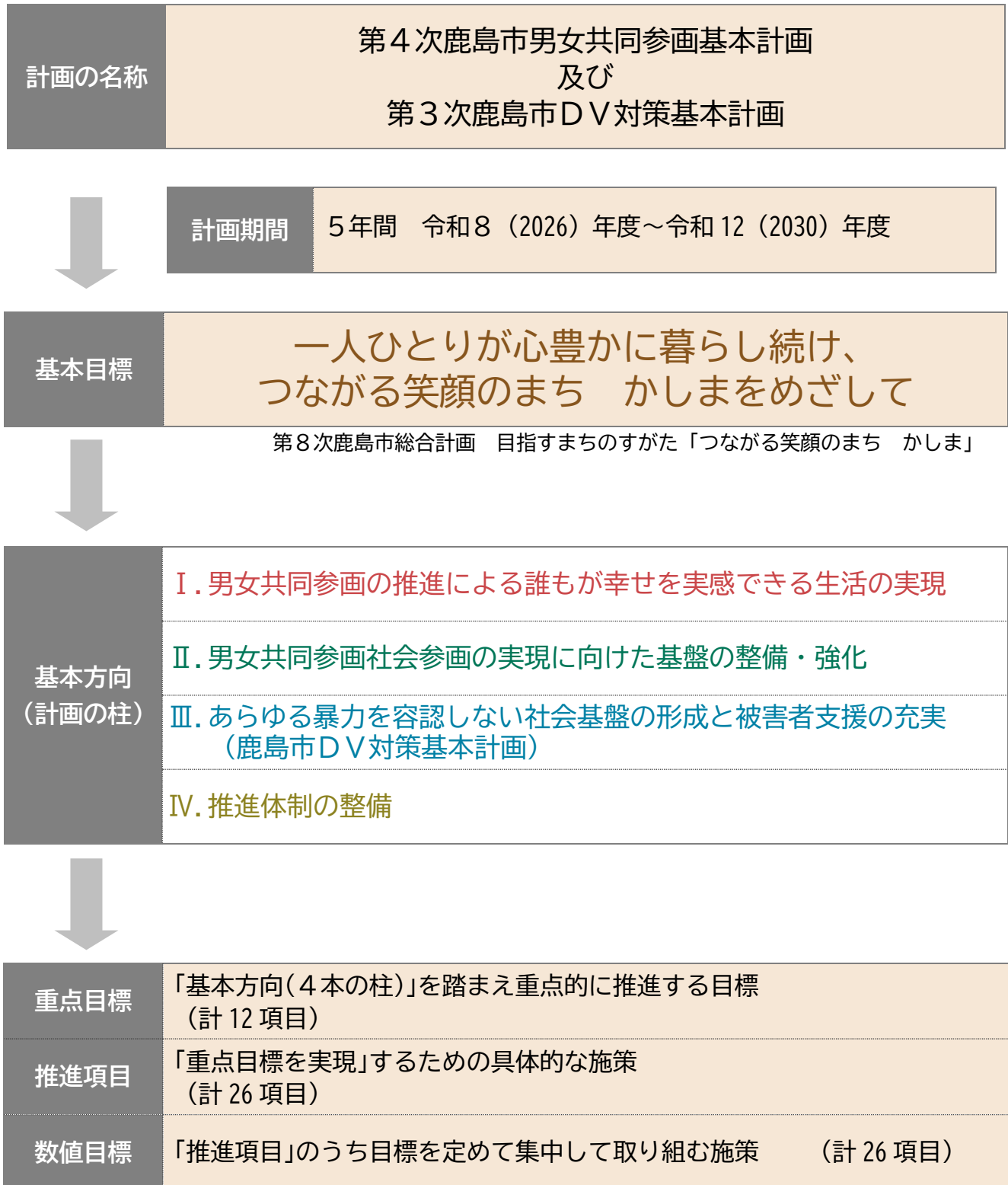
IV 推進体制の整備

計画を着実に推進していくためには、すべての市職員が、男女共同参画に関する意義の理解と意識の向上を図り、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った業務を行うことが必要です。また、各部署において計画事業の適切な進行管理を行うとともに、市として実施状況を把握・評価していくことも必要です。

さらに、市の男女共同参画をより一層推進していくためには、市民、企業・民間団体、関係機関等と連携・協働した取組を行います。

(2) 施策体系図

【計画の体系】



基本目標

一人ひとりが心豊かに暮らし続け、
つながる笑顔のまち
かしまをめざして

基本方向

I 男女共同参画の推進による誰もが幸せを実感できる生活の実現

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

III あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実（第3次鹿島市DV対策基本計画）

IV 推進体制の整備

重点目標

1 多様で柔軟な働き方と子育てや介護の両立支援

2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女の同等な参画の推進

3 働く場における男女平等の推進

4 健康づくりの推進

5 様々な困難を抱えた人が安心して暮らせるための支援

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実

1 男女共同参画意識の普及・啓発

2 幼少期からの男女平等意識の形成の推進

1 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供

2 DV被害者発見のための連携や相談体制の充実

3 DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり

1 推進体制の整備

第4章 計画の内容

基本方向Ⅰ 男女共同参画の推進による誰もが幸せを実感できる生活の実現

重点目標1 多様で柔軟な働き方と子育てや介護の両立支援

誰もが自らの希望に応じた働き方を実現することができる、働きやすい職場環境を実現するためには、在宅勤務などの柔軟な働き方を推進し、育児、介護などの事情を抱える人々が働き続けやすい環境の整備が必要です。職場全体でワーク・ライフ・バランス※の意識を高め、長時間労働の働き方を見直し、家庭と仕事の両立を支援する社会の実現に向けた取り組みを進めます。

また、子育てと仕事の両立を支えるため、休暇の取得や勤務の軽減を促進する制度をさらに充実させることが重要です。同様に、介護と仕事の両立を図るため、企業や労働者に対し介護支援サービスや介護休業制度の情報提供、再就職支援などを進めます。

推進項目

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及と理解の促進
 - ① ワーク・ライフ・バランスの普及と理解促進を図るために啓発活動を行うとともに、働き方に対する意識改革の促進や労働に関する啓発を行います。
- (2) 子育て・介護をしている人への支援
 - ① 子育て支援や子育て中の養育者の相談体制の充実等を図ります。
 - ② 家族の介護・看護による離職防止や離職後の職場復帰のための情報提供等、介護者に対する支援を行います。

重点目標2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女の 同等な参画の推進

地域や職場内で固定的な性別役割分担意識を無くしていくために、意思決定過程における男女共同参画の重要性を事業所へ積極的に働きかけます。すべての分野の政策や方針決定の場において、一方の性に偏ることなく、多様な意見を反映できる仕組みを整え、男女共同参画を推進します。

また、鹿島市が設置する委員会や審議会において、性別に偏りのない構成を促進することで、男女がともに活躍できる環境をつくります。さらに、研修や講座を活用して女性リーダーを育成することで女性が様々な場面でリーダーシップを発揮できる環境づくりを進めます。

推進項目

(1) 鹿島市役所や庁内審議会等での男女共同参画の推進

- ① 意思決定過程に男女双方がバランスよく参画するため、意思決定過程への女性の参画環境・意識づくりを推進し、庁内審議会等での女性の登用を促進します。

(2) 地域や職場における女性リーダーの育成

- ① 女性が職場や地域等でリーダーとして活躍できるよう、リーダーに必要な資質の獲得と向上のための研修会や講座への参加を促進します。



重点目標3 働く場における男女平等の推進

男女が対等な立場で働く社会を目指し、就労条件が男女平等の視点から設計されるように、働く場での均等な機会と待遇の確保に関する周知をさらに進めることが重要です。さらに、女性が積極的にキャリア形成を行えるよう、仕事に取り組み、能力を磨くための環境整備に取り組みます。

また、各種ハラスメントの防止に向けて、事業者等に対してハラスメントに関する法制度の周知に努め、ハラスメント防止対策を推進します。

加えて、商工自営業・農林水産業の従事者にも様々な情報を発信するとともに、労働環境の更なる改善が進むよう積極的に啓発していきます。

推進項目

(1) 女性の就業条件・労働環境の整備

- ① 男女の均等な雇用機会や待遇の確保を実現するため、法制度の周知・啓発等を行います。

(2) 女性の多様なキャリア形成の支援

- ① 女性が積極的にキャリア形成するために、仕事に取り組み、能力を磨くことを支援するとともに、女性の起業やキャリアアップ支援の充実を図ります。

(3) 職場におけるハラスメント対策の推進

- ① 様々な場面で生じる各種ハラスメントを防止するため、事業者等に対して、ハラスメントに関する法制度の周知・啓発を行います。
- ② ハラスメントの被害者支援として、被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

(4) 商工自営業・農林水産業での労働環境の改善

- ① 従事者それぞれが、やりがいを得られる役割分担や環境で働くことができるよう、各種法制度の周知・啓発を行います。

重点目標4 健康づくりの推進

生涯を通じた女性の健康を支えるために、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージ*ごとに大きく変化する健康課題に対応した支援が必要です。ライフステージに応じた適切な健康づくりを推進し、女性が安心して心身ともに健康に過ごせる取り組みを進めます。

加えて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を社会全体で広く共有するための意識啓発を進めます。男女がともに高い関心を持ち、正確な知識や情報を得られるよう、認識を深めるための施策に取り組みます。

推進項目

(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援

- ① 生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見につながる各種検診を実施するとともに、ライフイベントに合わせた健康に関する情報提供を行います。

(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する普及・啓発

- ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの理解を深めるため、性別や世代にとらわれず、正確な情報や科学的知識に基づいた内容を提供します。



重点目標5 様々な困難を抱えた人が安心して暮らせるための支援

高齢者や障がいのある方が地域とのつながりの中で安心して暮らせる社会の実現に向けて、社会的、経済的、精神的な自立を支援し、地域ケア体制の充実を進めます。

また、様々な困難を抱える人の経済的な課題などに対応するため、生活の安定と経済的自立を目指した支援が必要です。日常生活における多様な支援を行うとともに、ひとり親家庭等に関する相談に応じ、適切な指導や助言を行います。

推進項目

(1) 高齢者や障がいのある人等が安心して生活できる支援

- ① 援助を必要とする高齢者や障がいのある人が、男女共同参画の視点に立ち、安心して生活できるサービスの充実と質的向上、及びそれらの情報提供を行います。

(2) 様々な困難を抱えた人への支援

- ① 生活困窮者やひとり親家庭等困難を抱える家庭への相談などによる支援を行い、自立の促進を図ります。
- ② 多様化・複雑化する福祉課題に対し、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生などの分野にわたって、横断的な対応ができる連携体制を整備します。

重点目標 6 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実

すべての市民が安全で安心できる生活を送れるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を積極的に推進します。これにより、誰もが防災に参加できる仕組みを整え、地域全体の防災力を高めることを目指します。

災害時の影響が性別によって異なることを踏まえ、避難所の運営等において女性の視点を取り入れることが必要です。女性や子ども、高齢者など多様な立場に配慮した避難所運営が行えるよう取り組みます。

推進項目

(1) 防災活動への女性参画の推進

- ① 女性の視点を取り入れた防災活動が行えるよう、幅広く防災活動への女性の参加を促進します。

(2) 防災対策の基盤整備

- ① 国の避難所運営ガイドラインなどを参考に、性別や年代ごとに配慮した取り組みや、避難所での性暴力防止等安全・安心の確保が図られるよう取り組みます。

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】

	施策名	目標・指標等
1 - (1)	男女共同参画セミナーの開催 人権学習会の充実 【総務課・男女共同参画推進室】	男女共同参画セミナー開催の定例化及び人権学習会の充実と参加者増を図る
1 - (1) 1 - (2)	鹿島市役所の男性職員の育児休業取得率の普及・定着【総務課】	毎年度 85%を実現（2週間以上の育児休業）
1 - (1) 1 - (2)	育児教室の開催・開設 【保険健康課・福祉課】	男性の育児教室への参加を推進
1 - (1) 1 - (2) 3 - (1) 3 - (2) 3 - (4)	新米パパ、新米ママを対象とした子育て講座の開催 【保険健康課】	子育てサークルや赤ちゃん相談等の機会を利用して子育てワンポイント講座を行う(毎年)
1 - (2)	妊娠・出産・育児等に関する健康支援 【保険健康課】	若年妊産婦など養育支援の必要な家庭への訪問強化

施策名		目標・指標等
1 - (2) 5 - (2)	児童虐待防止啓発活動の充実 【福祉課】	市民を対象とした研修会や地区別懇談会などで啓発を行う。また、教職員、保育士等を対象に研修計画を立て、研修を実施する(毎年)
2 - (1)	鹿島市職員の役職職員の女性職員の割合を全職員に占める女性職員の割合に近づける【総務課】	令和12年度までに35%以上を実現
2 - (1)	審議会・委員会・協議会等での女性委員の割合の拡大 【男女共同参画推進室】	令和12年度までに40%以上を実現
2 - (1) 2 - (2) 3 - (2)	研修機会や職責について男女の機会均等を徹底し、職員間の格差をなくす(女性職員のキャリアアップを支援)【総務課】	女性職員の計画的な研修、業務企画やプロジェクトへの参加などキャリアアップの支援を行う(随時)
3 - (3)	ハラスメントの防止対策 【総務課・男女共同参画推進室】	ハラスメント防止に関する研修会等の開催
3 - (1) 3 - (2) 3 - (3) 3 - (4)	企業・事業所を対象に、雇用、人権、男女共同参画に関する研修会や講座の開催 【男女共同参画推進室】	企業・事業所を対象に、雇用、人権、男女共同参画に関する研修会や講座を年1回開催
3 - (1) 3 - (2) 3 - (3) 3 - (4)	企業・事業所への労働時間改善のための指導・啓発 【男女共同参画推進室】	企業・事業所への男女参画に関する研修会や講座を開催・紹介する
3 - (1) 3 - (2) 3 - (4)	女性経営者・起業家への支援策の推進 【商工観光課】	女性経営者・起業家への支援策の広報活動を充実し、経営の安定化・円滑化・活性化を支援
4 - (1) 5 - (1) 5 - (2)	高齢者の社会参画の支援 【保険健康課】	介護予防や生きがいづくりを目的とした自主サークルの立ち上げ
5 - (1) 5 - (2)	高齢者の社会参画の支援 【保険健康課】	認知症サポーター養成講座受講者数 5,500人(令和12年度までに)
6 - (1)	防災会議等における女性委員の登用率向上 【総務課】	令和12年度までに40%以上を実現
6 - (2)	男女共同参画の視点を取り入れた備蓄品(生理用品・女性向け・要配慮者向け等)の充足率向上 【総務課】	令和12年度までに100%を実現

基本方向Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

重点目標1 男女共同参画意識の普及・啓発

すべての人が社会的に構築された性別に縛られることなく、それぞれの個性や能力を活かして「自分らしく」生きることができるよう、家庭や地域において男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

また、性的指向や性自認、性別役割分担に関する偏見や誤解が、社会的困難を深刻化させる要因となる場合があります。こうした問題に対する正しい理解を社会全体に広め、多様性を尊重する環境づくりを進めることが大切です。性の多様性を尊重し、互いを認め合う社会を構築するための啓発活動を実施します。

推進項目

(1) 家庭・地域における男女共同参画意識の形成

- ① 家庭や地域向けの男女共同参画に関する講座の情報等を提供し、学ぶ機会の充実を図ります。

(2) 男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実

- ① 関連図書や資料、DVDなどの収集・展示・貸出を行い、広く情報の提供を行います。

(3) 性の多様性に関する啓発

- ① L G B T Q*等の性的少数者に関する啓発活動など多様な性のあり方についての理解の促進を図ります。

重点目標2 幼少期からの男女平等意識の形成の推進

固定的な性別役割分担意識は、学校や家庭、地域社会など、幼少期からの長い間に形成される傾向があります。こうした固定観念を防ぐため、幼少期から男女共同参画意識を育てることが重要です。幼児教育や学校教育の中で、人権尊重の理念を基盤に、男女平等の意識を育てる取り組みを進めます。また、教職員や保護者、教育に携わるすべての人に対し、十分な男女平等教育を提供することが必要です。

推進項目

(1) 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ① 子どもに関わる教職員等の男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、教職員等を対象とした人権研修の中で男女共同参画に関する研修を行います。

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】

施策名		目標・指標等
1 - (1)	男女共同参画を学ぶ機会の充実 【男女共同参画推進室】	・各種団体等への情報提供、講演会参加の呼びかけ(随時)
1 - (2)		
1 - (3)		
2 - (1)	保育・教育関係者の意識を高める 【福祉課・教育総務課】	・学校及び保育所・幼稚園・認定こども園における教育者の研修 ・進路指導の充実

基本方向Ⅲ あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と 被害者支援の充実 (第3次鹿島市DV対策基本計画)

重点目標1 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と 情報提供

暴力は重大な人権侵害であり、犯罪行為を含む決して容認されるべきではないものです。この認識を社会全体に広め、すべての市民がその重要性を理解できるよう啓発に取り組みます。特にDVに関して正しい理解を広めるための啓発活動を推進するとともに、被害者の早期発見・対応を可能にする仕組みを整備します。

推進項目

(1) DV防止のための周知・啓発

- ① DVによる加害者および被害者を生まないため、学習会等を通じて、配偶者やパートナー、交際相手からの暴力が犯罪であることの重要性の周知・啓発を行います。

(2) 若年層への啓発

- ① 将来、子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、暴力防止の意識づくりに向けた啓発に取り組みます。



重点目標2 DV被害者発見のための連携や相談体制の充実

DVの被害者やその状況に気づいた人が速やかに相談できる体制を整備するとともに、被害者に対して総合的かつ適切な支援を行うため、関係機関との連携を強化します。また、相談員に対する研修を実施し、必要な知識や技術の向上を図り、被害者の自立を支える取り組みを進めます。

推進項目

(1) 相談窓口の周知と体制づくり

- ① プライバシーに十分配慮しながらDV相談に対して適切な対応ができるよう、相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知徹底に努めます。
- ② 要保護者等対策地域協議会を核として、県の機関や警察、法務局、医療機関などの関係機関と連携を強化し、DVや虐待の早期発見と早期対応ができる体制を確立します。

(2) 相談員の資質向上

- ① 相談を受ける側が専門的知識を習得できるよう、計画的に研修を実施し、資質の向上を図ります。

重点目標3 DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり

配偶者暴力相談支援センターや警察などの関係機関と協力して、被害者の安全を最優先に考えた適切な対応が取れる体制を整備します。また、被害を早期に発見し、情報提供や支援を迅速に行える仕組みを構築し、被害者の安全確保と自立を支援する取り組みを進めます。

推進項目

(1) 被害者の安全な保護体制の充実

- ① 被害者の個人情報管理を徹底しながら、避難場所の提供や必要に応じた同行支援の実施により、被害者の安全を守ります。
- ② 円滑な被害者支援を行うため、関係部署や警察等との情報共有を図る等連携を強化します。

(2) 被害者の自立に向けた支援

- ① 被害者が新たに自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら総合的かつ継続的な支援を行います。
- ② 就労支援員による就労支援の実施・関係機関との連携により、心のケアについて支援を図ります。

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】(担当はすべて福祉課)

施策名		目標・指標等
1-(1)	加害者・被害者にならないための啓	市民や企業対象の人権学習会、地区別懇談会などの機会に啓発を行う(毎年)
1-(2)	発活動の充実	
1-(1)	相談窓口の周知を図る	公共施設・民間施設への啓発カードの設置推進
1-(2)		
2-(1)		
1-(1)	DVに関する市職員研修の実施(ハラ	関係各課で連携し計画的な職員研修を実施する(毎年研修計画を策定して実施)
2-(1)	スメント防止研修などと連携)	
2-(1)	広報・情報提供の充実	市報やHPを活用し、相談窓口の周知、広報、情報提供を行う(毎年)
2-(1)	教職員、保育士等を対象に、被害者	教職員、保育士等を対象に、被害者保護に関する研修計画を立て実施(毎年)
3-(1)	保護に関する研修の開催	
3-(1)	DV被害者の保護体制の充実	避難場所の提供や必要に応じた同行支援の実施
3-(2)		
3-(2)	DV被害者の生活再建への支援の充	就労支援員による就労支援の実施・関係機関との連携により、心のケアについて支援を図る
	実・DV被害者の子どもへの支援の充実	

基本方向Ⅳ 推進体制の整備

重点目標 1 推進体制の整備

市として、あらゆる事業を実施する際には男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。市職員に対しても男女共同参画の周知及び啓発を行っていきます。

そして、市民や企業、民間団体、関係機関などと連携することが不可欠です。この連携を活用し、計画事業の進行管理や実施状況の評価を適切に行いながら、より効率的に男女共同参画社会の推進を進めます。

推進項目

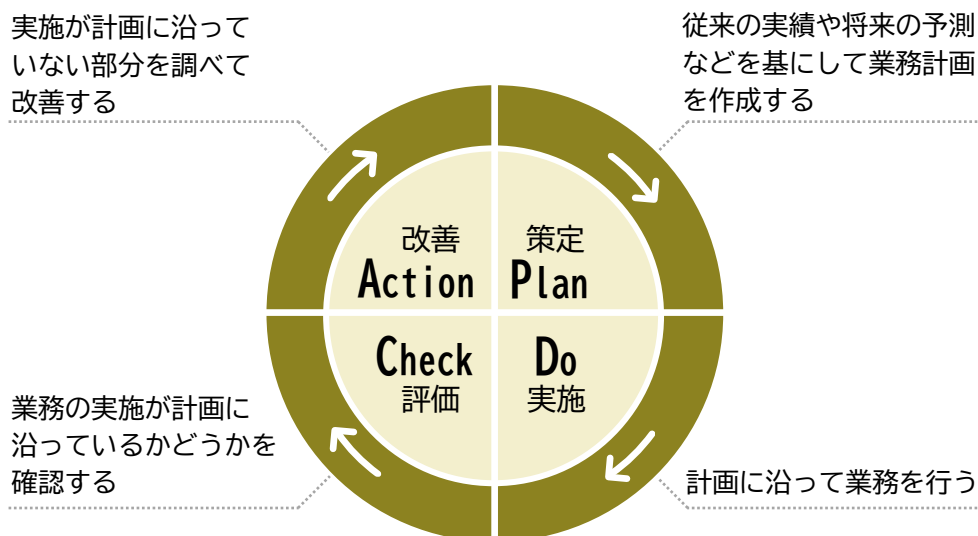
(1) 計画を推進するための庁内体制の整備・強化

- ① 性別にかかわらず、本人の意欲と能力に応じた登用を推進するとともに、市職員の男女共同参画についての意識の高揚を図ります。

(2) 市民との連携による男女共同参画の推進

- ① 施策を実行性のあるものにしていくため、市民や企業、民間団体、関係機関などと連携することで、円滑な計画推進を図ります。
- ② 鹿島市男女共同参画推進委員会において、計画の進捗状況を報告し、市民の意見を収集・反映した検証・評価を実施し、「PDCAサイクル」による適正な進行管理に努めます。

PDCAサイクルのイメージ



1 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正：令和7年6月27日法律第80号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に

関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28

条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊か

で活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会

の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じ

なければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期

的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られること

に鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を促進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体を実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章男女共同参画会議

附則(略)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正：令和7年12月10日法律第84号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体

に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行う

よう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らすてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者か

らの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努

めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止

するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同

じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置

くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁

止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

できる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察 職員の所属官署の名称

- 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - 八 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
 - 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - 八 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
 - 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。
 - （迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判を

するものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において

「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類

の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
 - 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
 - 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
 - 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければ

その効力を生じない。

- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、

第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百二十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百二十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法

第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に

係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	被害者	被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配	特定関係者又は

	偶者であった者	特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保

護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号） （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の

施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第

十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

- 3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法

律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和7年6月11日法律第63号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない（国及び地方公共団体の責務）第三条国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項四前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)第六条都道府県は、基本方針を勧告して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における

活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勧告して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関

する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、

厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動

計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをい

う。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を

行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。第十七条公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職

業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外

における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項-65-に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者第三十八条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則（略）

4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等
（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等
（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二條）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的

に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよ

う配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したと

きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合には、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題らを抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談は支援センターには、第三項第二

号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者しであった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する

指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委

員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行

う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補

助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみ

なす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置について

は、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

5 鹿島市男女共同参画プラン策定委員会 委員名簿

任期 令和7年6月1日～令和8年3月31日

	所属	氏名	備考
市民代表	人権擁護委員	宮津 彰子	
	社会同和教育 地域推進員	森 球江	
	農業委員	釘尾 人美	
	鹿島商工会議所	丸田 剛史	
行政	教育総務課	三原 朱美	教育総務課課長補佐
	総務課	中島 智子	防災・安全安心係長
	福祉課	中島 学	社会福祉係長
	商工観光課	高田 一人	商工労政係長
事務局	政策総務部	川原 逸生	部長
	男女共同参画推進室	山崎 智香子	室長(人権・同和対策課課長)
	男女共同参画推進室	岡 京子	主査(人権・同和対策課係長)
	福祉課	高本 智子	課長
アドバイザー	社会教育指導員	蒲原 英輔	
	社会教育指導員	辻田 さと乃	
	社会教育指導員	中島 和芳	

6 用語解説

ワーク・ライフ・バランス

仕事と、家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取組のことです。

ジェンダー

生物学的な性別（SEX）「オス・メス」に対して、その性別に生まれたことによる特性ではなく、文化・社会の中で後付けされた「女性とはこういうもの」「男性とはこういうもの」のことを指します。社会が求める「らしさ」の教育やしつけによって後天的に形成されます。

ライフステージ

幼年期、児童期、青年期、中年期、高年期など個人の生活周期の段階のことをいいます。その段階の分け方はさまざまです。

(セクシュアル・) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR)

Sexual and Reproductive Health and Rightsの頭文字をとったもので、「性と生殖に関する健康と権利」のこと。平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱され、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むかなどについて女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すものであり、生涯を通じて性と生殖に関する課題については本人の意思を尊重しようとする考え方です。

LGBTQ

「レズビアン(Lesbian、女性同性愛者)」「ゲイ(Gay、男性同性愛者)」「バイセクシャル(Bisexual、両性愛者)」「トランスジェンダー(Transgender、身体の性に違和感を持つ人)」「クエスチョニング(Questioning、セクシャルティが分からない、または決めていない人)」の5つの頭文字を合わせた言葉です。いずれも性的少数者(セクシャルマイノリティ)の総称として使うこともあります。

7 男女共同参画に関する相談窓口

鹿島市役所内

相談窓口	電話番号	受付時間
DV総合相談 (福祉課)	0954-63-2119	平日 8時30分～17時15分
子育て総合相談 (こども家庭センター)	0954-63-2116	平日 8時30分～17時15分

佐賀県内

相談窓口	電話番号	受付時間
佐賀県DV総合対策センター DV専用相談	0952-23-3630	相談日時(面談は予約制) 火曜・木曜～土曜 9時00分～18時00分 水曜 9時00分～21時00分 日曜・祝日 9時00分～16時30分
警察相談ダイヤル	0952-26-9110	平日 8時30分～17時15分
レディーステレホン(警察本部)	0952-28-4187	平日 8時30分～17時15分
みんなの人権110番(法務局)	0570-003-110	平日 8時30分～17時15分
NPO法人被害者支援ネットワーク 佐賀VOISS	0952-33-2110	平日 10時00分～17時00分

第4次鹿島市男女共同参画基本計画・第3次鹿島市DV対策基本計画
(かしま男女共同参画プランIV)

令和8年3月

発行：鹿島市 政策総務部 男女共同参画推進室 (TEL：0954-63-2126)
市民部 福祉課 (TEL：0954-63-2119)

〒849-1312

佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

